令和４年度夏季手当（第２回）団体交渉

① 日　時　令和４年６月１７日（金）１９時６分～１９時１８分
② 場　所　東京区政会館２０階２０３会議室
③ 出席者
（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、橋本副区長会副会長（板橋）、
高野副区長会副会長（墨田）、青木副区長（港）、内田副区長（北）、
荒牧副区長（目黒）、齊藤副区長（豊島）、長谷川副区長（足立）、
入澤副管理者、小林人事企画部長、林調査課長、金子勤労課長、
井村労務・制度改革担当課長
（組合）江森委員長、西村副委員長、坂部副委員長、多田書記長、渡辺書記次長、
泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、
萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員
④　発言要旨
〈当局〉
それでは、私から申し上げます。
本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項について、回答いたします。
さて、内閣府による先月の月例経済報告では、「景気は、持ち直しの動きがみられる」とする一方、その先行きについては、「中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある」とし、引き続き警戒感を示しております。
こうした非常に厳しい国内経済状況により、各特別区の財政は極めて厳しい状況下にありますが、特別区は、限られた財源で、質の高い区民サービスを提供していかなければなりません。
私どもは、この間、特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりましたが、夏季一時金に関する皆さんの要求には、応えられる状況にはないと判断しましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。
なお、特別給の支給水準については、国、他団体の動向等を踏まえて、引き続き、慎重に検討してまいります。
次に、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なるものであります。

期末手当、勤勉手当の支給割合については、人事委員会の勧告を踏まえ、国や他団体の状況等を考慮した上で決定しており、現時点においては適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別給における欠勤等の取扱いに関する要求について申し上げます。

現行の制度は、他の給与制度との均衡や各休暇制度の趣旨等を考慮して構築しているものであり、現時点では改正の必要はないものと認識しております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在の服務の状況により支給対象外となる職員の範囲については、国及び他団体の状況等を勘案して設定しているものであり、現状では、改正は困難であると考えております。

次に、会計年度任用職員についても、常勤職員と同様とするようにとの要求について申し上げます。

会計年度任用職員の一時金に関して、常勤職員と同様に勤勉手当を支給することについては、国も検討課題としておりますが、法改正等も必要な問題であるため、私どもといたしましては、国や他団体の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、勤勉手当の成績率について申し上げます。

私どもは、近日中に、各区に対し、勤勉手当の成績率の運用状況に関する調査を依頼する予定でありますので、この調査結果については、可能な範囲で、皆さんに情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、高齢者部分休業に係る給与の取扱いについて申し上げます。

高齢者部分休業をした期間については、勤務１時間当たりの給与額を減額して支給するほか、昇給抑制の対象とせず、期末・勤勉手当及び退職手当の算定上、一定の除算等を行うこととします。

詳細は、別紙「高齢者部分休業に係る給与の取扱いについて（案）」のとおりです。

なお、高齢者部分休業の取得の有無にかかわらず、任用の取扱いに差異は生じません。

次に、退職手当の水準改定について申し上げます。

私どもは、人事院による民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果と見解を受け、退職手当の水準改定を行わないこととした国の取扱いを踏まえ、検討を進めた結果、特別区における退職手当の水準については、改定を行わないこととします。

最後に申し上げます。

職員の皆さんには、新型コロナウイルス感染症による区民生活への影響を最小限に抑えるために、今なお、一丸となって、感染へのリスクを抱えながらも、最前線で奮闘いただいておりますことに、区長会として、改めて、心から敬意と感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、取り組んでいく所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、５月１９日に私どもが提出した「２０２２年度の夏季一時金等に関する要求書」への回答が示されました。

夏季一時金について、私どもの要求に応えられる状況にはないと判断し、「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことであります。

３月の団体交渉でも申し上げたとおり、国家公務員との賃金水準比較であるラスパイレス指数において、特別区職員の賃金は政令指定都市の平均を下回っている状況にあり、その中でも、私どもの業務職給料表は更に低い水準に抑えられています。

日本一生計費のかかる首都圏において、食料品や生活雑貨の値上げも続いており、職員の生活は厳しくなる一方です。

コロナ禍において、日本中の人々の生活様式が変貌を遂げる中、私ども清掃職員は、区民の衛生環境を守るため、一丸となって日々の業務に邁進し、通常のサービスを提供し続けています。

もう何度も申し上げてきておりますが、こうした職員の努力に応えようとしない、皆さん方の回答は、遺憾であると言わざるを得ません。

この際でありますから、いくつか申し上げます。

特別区の自治権拡充、地方分権改革を目指した都区制度改革の一環として、清掃事業が東京都から特別区に移管されました。

地方分権改革の本来の目的は、住民に身近なサービスの提供は、住民に身近な自治体が行うことを基本として、そのための政策を自治体現場の実情に見合った形で立案し、実行していこうとするものです。こうした意味からも、区民にとって安全で安心な住環境を守る清掃事業は、重要な役割を担っています。

しかし、現実には、行財政改革の名の下に、合理化の対象とされ、安易な民間委託や非正規労働者の多用が進められています。行き過ぎた委託化は、それを請け負う民間企業にも過剰な負担を負わせることとなり、結果、住民サービスの低下へとつなが

ってしまいます。

一方で、自然災害が多発する中、復旧に向けた初動としての廃棄物処理の重要性やコロナ禍における職責と使命感は、社会的に認められ、直営の必要性も叫ばれるようになっています。

日々住民の下に自ら足を運んでいる清掃業務の実態や直営ということに対する区民の安心や期待、これまで清掃業務に付加価値をつけてきた職員の努力と経験、独自の厳しい排ガス基準の下、安定的に運営されている清掃工場、これらは、今後の区民サービスに重要な役割を果たせるものと確信しています。

これまでの行財政改革や退職不補充方針にとらわれるのではなく、一旦立ち止まり、区民がどのようなサービスを求めているのか、地球規模の環境破壊が問題視される中、自治体としての果たすべき役割は何なのか、今一度見つめ直していただきたいと思います。

時間が限られている中で、清掃事業全般についてのみ申し上げました。

基準日主義の廃止を始めとする一時金関連要求について、現行どおりとする回答は、遺憾と言わざるを得ません。

夏季一時金の支給月数については、支給時期も迫ってきており、現時点においてはやむを得ないものと受け止めますが、引き続き、今後の労使協議によって解決を図るべき課題であることを申し上げておきます。

さて、皆さん方から提案のありました、高齢者部分休業に係る給与の取扱いについてですが、定年年齢延長後、月例給において再任用を下回る職員が少なくないことや、平均寿命が延びている現代において、高齢者の働き方に選択の幅を広げることは重要であると考えています。

こうしたことから、提案については、受け入れることとします。

ただし、清掃の職場は、稼働人員を確保しなければ日々の作業が成り立ちません。残った仕事を翌日に先送りすることもできません。

また、ワークライフバランスが求められる中で、休暇を取得しやすい環境づくりも重要です。とりわけ、これから酷暑を迎える上では、熱中症を発症させないために、十分な休息をとる事も重要です。

以上のような職場実態を踏まえ、高齢者部分休業取得者に係る定数上の取扱いについては、その職場実態に見合った運用と措置を講ずることを求めます。

また、退職手当の水準改定について、私どもとしましては、繰り返し述べている給与水準の低さや、定年年齢の延長に伴い、在職年数が伸びること等を踏まえれば、退職金の支給率を引き上げるべきと考えています。

しかし、現時点における様々な状況を鑑み、今回の皆さん方の改定を行わないと

する考えについては、受け入れることとします。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、皆さんの考え方について、改めて伺いました。

夏季一時金の支給月数について、私どもの判断をご了解いただくとともに、高齢者部分休業に係る給与の取扱いについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

なお、今年度の特別給については、今後、国、他団体の動向等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えております。